

「児童扶養手当」が拡充されます！

令和6年11月1日から「児童扶養手当法」が一部改正され、
所得限度額と第3子以降の加算額が引き上げられます。

令和6年11月分から

所得限度額が、引き上げられます。

【全部支給（2人世帯）】（改正前）160万円 → （改正後）190万円
【一部支給（2人世帯）】（改正前）365万円 → （改正後）385万円

第3子以降の加算額が、増額されます。

【全部支給】（改正前）6,450円 → （改正後）10,750円
【一部支給】（改正前）6,440円～3,230円 → （改正後）10,740円～5,380円

1. 児童扶養手当の受給対象となる方の所得限度額が引き上げられました。

児童扶養手当の支給には、前年の所得に応じて、手当の全額を支給する「全部支給」と、一部のみを支給する「一部支給」があります。

この度、全部支給及び一部支給の判定基準となる所得限度額が表のとおり引き上げられました。

例えば、お子様1人の場合、全部支給については160万円から190万円に、一部支給については365万円から385万円に引き上げられました。（収入ベース）

扶養する児童等の数	受給対象となる所得限度額（収入ベース） ※受給資格者本人の前年所得			
	全部支給 （これまで）	全部支給 （R6.11月分～）	一部支給 （これまで）	一部支給 （R6.11月分～）
0	1,220,000	1,420,000	3,114,000	3,343,000
1人	1,600,000	1,900,000	3,650,000	3,850,000
2人	2,157,000	2,443,000	4,125,000	4,325,000
3人	2,700,000	2,986,000	4,600,000	4,800,000
4人	3,243,000	3,529,000	5,075,000	5,275,000
5人	3,763,000	4,013,000	5,550,000	5,750,000

2. 第3子以降の加算額が引き上げられました。

第3子以降の加算額が引き上げられ、第2子の加算額と同額になります。

これまで
全部支給 6,450円
一部支給 6,440円～3,230円
（所得に応じて決定されます。）



R6.11月分※から
全部支給 **10,750円**
一部支給 **10,740円～5,380円**
（所得に応じて決定されます。）

令和6年11月分の手当から所得限度額及び加算額の引き上げが適用されますが、同年11月分及び12月分の手当については、令和7年1月に支払われます。

詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。